

# 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」のインターネット上の事案への適用についての考察

板倉陽一郎<sup>†1</sup>

第185回国会において成立した「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」は、集団的消費者被害についてこれを回復するための特別の手続を定めるものである。集団的消費者被害については、インターネットを通じてこれが引き起こされることも数多く存在し、同法のインターネット上の事案への適用について、問題となる点を考察しておくことは、今後の同法の運用にも関連し、重要である。本稿では、同法の概観と、インターネット上の事案への適用について考察する。

## The Study of the Application of Act on Special Measure for Civil Procedure in Collective Restoration of the Consumer Financial Damage to the Cases on the Internet

YOICHIRO ITAKURA<sup>†1</sup>

The Act on Special Measure for Civil Procedure in Collective Restoration of the Consumer Financial Damage (“the Act”) has been established in the 185th Diet. This Act includes the procedure for the recovery of damages of a large number of consumers. Many consumer face fraud and other deceptive cases on the Internet. The application of the Act to the Internet cases is the important question. This study investigates the structure of the Act and the application to the cases on the Internet.

### 1. はじめに

第185回国会において、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」(以下、「消費者裁判手続特例法」という。)が成立した。これは、集団的に同種の消費者被害が生じた場合に、これを回復するための特別の裁判上の手続を定めるものである。このような集団的消費者被害については、インターネットを通じて引き起こされることも多く、同法のインターネット上の事案についての適用関係を整理しておくことは、今後の同法の運用及び、気が早い、改正又は制度拡大の観点からも意義のあることである。

本稿においては、同法の概観を述べた上で、インターネット上の事案への適用について考察する。

### 2. 消費者裁判手続特例法の概要

消費者裁判手続特例法の概要につき、本稿で考察するところのインターネット上の事案への適用と関連する範囲で説明する。

#### 2.1 制度の枠組み

消費者裁判手続特例法の目次は以下の通りである。

#### 目次

第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 被害回復裁判手続
第一節 共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第三条-第十一条)
第二節 対象債権の確定手続
第一款 簡易確定手続
第一目 通則(第十二条・第十三条)
第二目 簡易確定手続の開始(第十四条-第二十四条)
第三目 簡易確定手続申立団体による通知及び公告等(第二十五条-第二十九条)
第四目 対象債権の確定(第三十条-第四十七条)
第五目 費用の負担(第四十八条・第四十九条)
第六目 補則(第五十条・第五十一条)
第二款 異議後の訴訟に係る民事訴訟手続の特例(第五十二条-第五十五条)
第三節 特定適格消費者団体のする仮差押え(第五十六条-第五十九条)
第四節 補則(第六十条-第六十四条)
第三章 特定適格消費者団体
第一節 特定適格消費者団体の認定等(第六十五条-第七十四条)
第二節 被害回復関係業務等(第七十五条-第八十四条)
第三節 監督(第八十五条-第八十七条)
第四節 補則(第八十八条-第九十二条)
第四章 罰則(第九十三条-第九十九条)

<sup>†1</sup> 弁護士・ひかり総合法律事務所  
Attorney at Law, Hikari Sogoh Law Offices

附則

全四章、99条からなる法律であるが、このうち、第二章（被害回復裁判手続）と第三章（特定適格消費者団体）に関する条文がほとんどを占めている（消費者裁判手続特例法（以下、単に条文番号のみを記載する場合本法を指す）3条～92条）。第二章は第一節（共通義務確認訴訟に係る民事訴訟手続の特例）と第二節（対象債権の確定手続）よりなり、「共通義務確認訴訟」及び「対象債権の確定手続」がそれぞれ一段階目の手続、二段階目の手続、と呼ばれている[1]。一段階目の手続遂行主体は「特定適格消費者団体」に限られており（3条）、第三章はこの特定適格消費者団体についての認定等、行政法的な規定を定めている。

このような二段階型の訴訟制度の創設につき、立案担当者は以下のように説明している。すなわち、「訴訟制度を二段階に分け、一段階目の手続において、消費者の利益を適切に代表することができる者として内閣総理大臣の認定を受けた「適格消費者団体」が、事業者に対し、相当多数の消費者に共通する事実上及び法律上の原因に基づき、個々の消費者によりその金銭の支払請求に理由がない場合を除いて、金銭を支払う義務を負うべきことの確認を求め訴え（「共通義務確認の訴え」）を提起することができることとし、事業者には共通義務が存することが確認された場合には、二段階目の手続として、「簡易確定手続」において、個々の消費者から授權を受けた特定適格消費者団体が債権の届出をし、債権の存否及び内容について、事業者の認否又は裁判所による決定（「簡易確定決定」）により確定させ、簡易確定決定に対して異議がある場合は、さらに「異議後の訴訟」において確定させるというものである。」としている（[1]56-57頁）。

特殊な手続を創設したかのようにみえるが、三木浩一教授によると、「共通義務確認の訴え」は「従来の訴訟でいうと中間判決に近い」とされ、「簡易確定手続」についても、「倒産の世界であるとかその他の簡易な債権確定手続の発想を借りて」というと解説される（[2]8頁）。

## 2.2 共通義務確認の訴え（一段階目の手続）の対象事案

どのような案件について共通義務確認の訴えが提起できるかは、3条1項及び2項が定めている。

### （共通義務確認の訴え）

第三条 特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって、消費者契約に関する次に掲げる請求（これらに附随する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

- 一 契約上の債務の履行の請求

- 二 不当利得に係る請求
  - 三 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求
  - 四 瑕疵(かし)担保責任に基づく損害賠償の請求
  - 五 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるものに限る。）
- 2 次に掲げる損害については、前項第三号から第五号までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。
- 一 契約上の債務の不履行、物品、権利その他の消費者契約の目的となるもの（役務を除く。以下この号及び次号において同じ。）の瑕疵又は不法行為により、消費者契約の目的となるもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
  - 二 消費者契約の目的となるものの提供があるとすればその処分又は使用により得るはずであった利益を喪失したことによる損害
  - 三 契約上の債務の不履行、消費者契約の目的となる役務の瑕疵又は不法行為により、消費者契約による製造、加工、修理、運搬又は保管に係る物品その他の消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の財産が滅失し、又は損傷したことによる損害
  - 四 消費者契約の目的となる役務の提供があるとすれば当該役務を利用すること又は当該役務の対象となったものを処分し、若しくは使用することにより得るはずであった利益を喪失したことによる損害
  - 五 人の生命又は身体を害されたことによる損害
  - 六 精神上の苦痛を受けたことによる損害
- 3～4 （略）

また、3条1項柱書にあるように、「消費者契約」が前提である。「消費者契約」及び「消費者」「事業者」の定義は2条が定めている。

### （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 消費者 個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。
- 二 事業者 法人その他の社団又は財団及び事業を行う場合における個人をいう。
- 三 消費者契約 消費者と事業者との間で締結される契約（労働契約を除く。）をいう。
- 四～十 （略）

かくして、消費者契約を前提とし、①契約上の債務の履行請求、②不当利得返還請求、③債務不履行に基づく損害賠償請求、④瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求、⑤不法

行為に基づく損害賠償請求、が可能である(3条1項各号)。他方、①いわゆる拡大損害、②逸失利益、③人身損害、④慰謝料については、適用除外となっている(3条2項各号)。

このような対象事案の定め方につき、立案担当者は「一段階目の手続における確定判決の効力が二段階目の手続機に加入した対象消費者にも及ぶこととすること(9条)や、二段階目の手続において簡易かつ迅速に相当多数の消費者の請求を一括して処理することとする観点を踏まえ」との趣旨を述べているが([1]57頁)、必ずしも対象事案の定め方について統一的に説明できているとは思われない。例えば、不法行為に基づく損害賠償請求については民法上の請求のみが許されており、特別法上の請求は許されていないが、民法で定めるか、特別法で定めるかについては、それぞれの特別法の制定において立法理由があったものと考えられる。上記の趣旨によって、すべての特別法の立法理由を包含して、対象事案から除くことの説明が可能であるというの、やや荒っぽい議論であろう[a]。

この点、三木浩一教授は、「今回…対象の請求権をかなり絞ったわけで、拡大損害、人身損害、慰謝料は対象にしなかった。これは、この集合訴訟という制度になじまないということではなくて、つまり理論上外したということではなく、政策的な判断があつてのことだろうと思います。」「すなわち、この制度は日本で初めての新しい制度ですから、最初は限定的につくって余り最初から大きなものにしなという、事業者側の御懸念もありますので、…私個人は、この運用を見て将来的には…拡大損害とか人身損害に拡張していくという議論も将来なされるべきではないかと考えております。」と述べている([2]8頁)。

説明としては、政策的な判断であるという三木説のほうだが、無理がないのではないか。そうすると、対象事案に含まれるかどうかの条文解釈については、文言解釈以外にはなかなか手掛かりがないということになる。

### 3. インターネット上の事案への適用

さて、インターネット上の事案が対象事案に含まれるかどうかについては、個別に3条1項及び2項に照らして判断されるのが原則であるが、原則適用されるのかが判明するのであれば、事業者としても、どの点に注意して法令遵守体制を構築するかという判断基準の一つになり得、典型的に考察しておく意味はあるであろう。

例えば、立案担当者は、「個人情報流出事案については、個人情報の流出に伴う精神的苦痛に関する慰謝料請求が想

定されるところであるが、このような損害賠償請求は、本制度の対象とはならない」([1]57頁)とし、消費者庁は、慰謝料が適用除外とされる前の「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」につき募集された意見に対する「消費者庁の考え方」として、「本制度によって損害賠償を請求できる対象は、消費者被害の回復という制度目的に照らして必要十分な範囲とする必要がある。本制度は、消費者の権利行使を容易にするものであり、特定の分野を明示的に含めたり除外したりすることは適当ではない。いわゆる個人情報流出・漏洩事案についても、当該流出・漏洩による損害が、物品、権利、役務その他の消費者契約の目的となるものについて生じた損害又は消費者契約の目的となるものの対価に関する損害に該当するかどうかによって判断することになる。当該個人情報流出・漏洩したことによって生じた精神的苦痛に関する損害賠償請求や、当該個人情報悪用されたことにより生じた損害は、通常は、消費者契約の目的又はその目的となるものの対価に関する損害に該当しないと考えられる。」としている([3]10頁)。

インターネット関連の事案について立案担当者又は消費者庁が解釈を示しているのは上記個人情報流出事案についてのみであると思われるが、以下では、個別の事案について、対象事案に含まれるかどうかの考察を行う。

#### 3.1 個人情報漏えい[b] (流出)

個人情報漏えい(流出)事案が対象事案に含まれるかどうかについては、事業者にとって最も興味深いところであったであろう。消費者裁判手続特例法にかかる検討が行われていた消費者委員会集团的消費者被害救済制度専門調査会の報告書では「個人情報流出事案については、基本的には、本制度の対象となるものと考えられるが、慎重に検討すべきとの指摘もあった。」とされ[4]、当初は対象事案に含まれることが原則であるという整理がなされていた。その後、前述のとおり、損害が「消費者契約の目的」に含まれない(3条2項1号参照)、慰謝料は含まれない(3条2項6号)、というように、対象事案に含まれないことの説明は変遷している。要するに、個人情報漏えいという、どの事業者にも起き得、しかも完全には避ける事ができない事案については、対象事案に含まれた場合、事業者のほうに耐えられないという「事業者側の御懸念」[c]を受けての、「政策的な判断」であろう。

かくして、制定された法律において、個人情報漏えいを対象事案に含めるためには、「消費者契約」を前提とした上で、慰謝料でもなく、「消費者契約の目的」以外に生じた損

a 消費者庁は[3]8頁において、「本制度は、消費者と事業者との構造的格差等を踏まえ、消費者の権利行使の実効性を確保するため創設するものであり、特定の分野を明示的に含めたり除外したりすることは適当ではない。ただし、特別法によって立証責任の転換や損害額の推定等の不法行為の特則が設けられている場合は、当事者間の利益のバランスを崩さないか慎重に検討する必要があるため、直ちに本制度の対象とはしないことが適当である。」としているが、この回答と前記趣旨との関係は不明である。

b 「漏えい」は、個人情報保護法20条において用いられている用語である(「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」。立案担当者又は消費者庁は、意識的に「漏えい」の用語を避け、「流出」との用語を用いているように思われる。

c この懸念は、特定適格消費者団体のモラルハザードを引き起こしかねないという懸念であると思われ、理由がないものとはいえない。

害でもないという、複数のハードルを超えなければならない。これらのハードルはインターネット上の他の事案でも共通に問題になり得る。以下では三つの類型を検討するが、いずれもこれらの要件の検討とする。

### 「消費者契約」(3条1項柱書)

一般的に、個人情報漏えい事案において、個人情報の本人と、これを取り扱う事業者の間に、「消費者契約」があるかどうかは、偶然に左右される。個人情報保護法は本人以外からの個人情報の取得を妨げていないし、個人情報の取扱いについては委託が行われることがしばしばある。例えば、Xの個人情報を消費者契約の相手方であるAが取り扱っており、Aが取扱いの一部をBに委託しているという関係において、Bが漏えいを引き起こしても、Bは消費者契約の相手方ではないので、対象事案に含まれることはない(3条3項1号をも参照)。もちろん、契約の相手方であるAは、委託先の監督義務を負っているので、Aが相手方になり得れば足りるという考え方も有り得ようが、現実的には、SaaSなど、クラウドコンピューティング等の安価な利用が可能になり、必ずしも委託元であるAの方が委託先であるBよりも債務の負担能力が大きいは限らない状況になってきている。さらに、委託先であればまだしも、本人の同意を得た第三者提供先であるとか、共同利用先である場合には、提供元や共同利用者の中の契約の相手方への請求すら困難となる。

かくして、この要件が満たされるかどうかは、漏えいを引き起こした者がたまたま「消費者契約」の相手方であるか、という不安定な状況で決定される(なお、プライバシーポリシーの記載事項につき契約該当性を否定するものとして[5]85頁、逆に、契約としての効力を原則として認めるものとして、[6])。

### 慰謝料(3条2項6号)

次に、慰謝料請求は対象事案に含まれないということがハードルになる。個人情報漏えいについて損害賠償請求を認める事案は、慰謝料としての損害を認めるものが通常である(例えば、東京高判平成19年8月28日判タ1264号299頁、TBC個人情報漏えい事件)。

クレジットカード番号等の流出によってクレジットカードの不正利用について財産的損害に該当するという議論もあるが([5]84頁)、不正利用の場合はカード会社において請求取消を行われることが通常であり(例えば、[7])、大規模な漏えい事件の場合、これを察知した事業者、カード会社等によって予め監視体制が引かれることもあって、財産的損害が発生することは少ないものと考えられる(構成としては財産的損害が生じた上で損益相殺を被告が主張すべきであるという議論もあり得るが、あまりに便宜的である)。

個人情報漏えいそのもので財産的損害が生じるのは、例えば、個人に紐付いてある文字列が存在し、その文字列が財産的価値を有している場合であろう。具体的には、ギフト券番号が誰にでも登録できるようなシステムになっており、仮に誰かに紐付いているが、現金として利用できるような登録はなされていないような場合に、ギフト券番号が流出してしまうような事態であろう(文字列によってアカウントに現金として登録できるギフト券の例として、AMAZONギフト券がある。図1)。

いずれにせよ、慰謝料請求がすべて対象事案から外れている以上、個人情報漏えいを対象事案とできる場合は、極めて限られていると考えられる。



図1 AMAZON ギフト券 (amazon.co.jp ウェブページより引用)

### 拡大損害(3条2項1号, 3号)

最後に、「消費者契約の目的となるもの以外の財産」又は「消費者契約の目的となる役務の対象となったもの以外の財産」が「滅失し、又は損傷」したことによる損害ではない、という要件が問題となる。

「消費者契約の目的」なる要件は、特にインターネット上のサービス(役務)を巡る契約においては、解釈が困難である。通常の不動産取引であれば、消費者から見た「目的」が当該不動産であることは明白であろう。金銭消費貸借契約であれば同様に「目的」は貸金である。しかしながら、インターネット上のサービスは複合的な役務提供の集合体であり、個人情報の取扱いが「目的」に含まれるかどうかは、個別具体的に判断されざるをえないであろう。その場合においては、①個人情報の取扱いについての契約上の定めは勿論のこと、②サービスの性質上、個人情報の取扱いが消費者契約のうち重要な部分を占めているかどうか、③サービスの性質上、個人情報の取扱いにつき、通常求められる義務以上の義務が課せられるべきものと解釈されるかどうか、も考慮要素になってくるものと考えられる。

### 3.2 サーバデータの消失

サーバデータの消失事案としては、ファーストサーバ社が2012年に引き起こした事案が著名である[8]。この事案では、バックアップデータも含めた多くのデータが完全に消滅し、利用者に大きな影響を与えた。

サーバデータの消失事案は、個人情報の滅失を含むが、それに留まらないため、個人情報漏えい事案とは別個の考察が必要となる（ファーストサーバ社の事案においても、メールサーバ等の消失は含まれている）。

#### 「消費者契約」（3条1項柱書）

個人情報漏えい事案の発生は直接的に消費者から個人情報を得ている場合が典型的に考えられ、消費者契約の該当性そのものは争われづらいつとされるが、レンタルサーバないしクラウドコンピューティングにかかる契約は、一般的には事業者間の契約であり、消費者契約に該当するほうが例外的である。2条1号は「消費者」の定義を「個人（事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。」としており、いわゆるSOHOの場合には、当該個人は消費者とはいえないし、当該個人が、法人が契約した場合の当該法人の従業員である場合については、契約の主体ではないので、自ら消費者契約を結んでいるとはいえない。

しかしながら、プロバイダ契約に付随するプロバイダのメールサーバの利用や、ブログ、SNS等の個人的な利用につき、サーバデータの消失が起きることは考えられ、消費者契約該当性は一概には否定されない。また、いわゆるビジネスコンシューマについては、法人その他の団体であっても、「消費者」該当性が検討されうとの議論もあり、対象事案に含まれる場合も考えられるだろう。

#### 慰謝料（3条2項6号）

個人情報については、原則として消失（滅失）であっても通常は慰謝料請求の範疇であり、経済的損害と考えられるのは例外的であろう。

他方、サーバデータの内容には多種多様なデータが含まれうる。例えば、動画、音楽等のデータで、適法にダウンロードしたもの、又はサービス上、消失したサーバにおける保存しか許されていないようなものについては、当該許諾料相当の経済的損害が発生していると主張することは可能であろう。

営業秘密やノウハウの消失についてはどう考えればよいか。元来、財産的価値の算定が困難な情報であるが、許諾等により対価を得ている場合には、当該対価を元に算定することが考えられる。しかしながら、許諾を与えている相手方があるのであれば、当該許諾先から、営業秘密ないしノウハウが復元できるのであるから、それは消失しているとはいえないのではないかと問題がある。他方、営業秘密やノウハウが完全に消失してしまった場合、その内容

の立証は困難であると考えられる。このように、営業秘密やノウハウの消失は、対象事案として、理論上は含みうるが、経済的損害についての事実上の立証困難性のハードルが高い。

#### 拡大損害（3条2項1号、3号）

レンタルサーバにかかる契約におけるデータ自体の消失の場合、それ自体は拡大損害ではなく「消費者契約の目的」にかかる損害であることは問題がないであろう。

### 3.3 CGMを巡る著作権侵害

筆者は、CGM（Consumer Generated Media）の著作権を巡る、利用者と第三者の間の無断転載・出版等を巡る紛争について、著作権法118条の適用を議論したことがある[9]。その際、既に消費者庁で検討が始まっていた「集团的消費者被害回復制度等に関する研究会」について触れ、最終的に同研究会、消費者委員会専門調査会を経て立法に至るのであるが、「消費者」「事業者」概念については、文言を見る限り、消費者契約法上のそれらの概念と平仄を合わせているように思われる。そうすると、CGMにかかる著作権侵害については、コンシューマ=コンテンツプロバイダ間の紛争のみが、消費者裁判手続特例法の範疇に入ってくる。例えば、コンテンツプロバイダ自身が、コンシューマとの著作権に関する条項に反して、これを無断転載・出版等した場合の問題である。

#### 「消費者契約」（3条1項柱書）

著作権の譲渡、許諾等に関する条項であっても、消費者契約の内容に含まれることは問題ない。これらの条項に反したCGMの利用を行った場合、消費者契約の債務不履行を構成する。

#### 慰謝料（3条2項6号）

著作財産権にかかる請求は財産的損害に関する請求であるが、著作人格権にかかる請求は精神的損害に関する請求であると考えられ、原則として著作財産権（複製権、公衆送信権等）に関する請求のみが対象事案に含まれるものと考えられる。

#### 拡大損害（3条2項1号、3号）

著作権侵害において問題になることは基本的にはないものと考えられる。

## 4. 今後の課題

以上、個人情報漏えい、サーバデータの消失及びCGMを巡る著作権侵害の三類型について、対象事案該当性の観点から、各要件を検討した。前二者については、消費者契

約及び損害のいずれの点においてもハードルが高い一方、CGM を巡る著作権侵害については、対象事案として含むことについては、大きな問題は見られない。他方、特定適格消費者団体が、実際にこれらの事案について訴訟遂行が可能であるかどうかは別論である。個人情報に関する問題については意欲的な活動を行う適格消費者団体も現れてきている[10]が、例外的である。著作権の譲渡、許諾等を巡る問題について消費者問題と絡めて問題提起を行う例は、あまり聞かれていない。これらの類型は、的確に処理するためには、消費者問題についての知見とともに、個人情報問題、知的財産権問題という、別の大きな専門性を必要とするものであり、特定適格消費者団体に対する十分な支援策のなかで検討がされるべきであろう。

## 参考文献

- [1] 加納克利・松田知丈「『消費者裁判手続特例法案』について」ジュリスト1461号56-59頁(2013年)
- [2] 第185回国会参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第5号
- [3] 消費者庁「『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子』についての意見募集に対する主な意見の概要及び意見に対する消費者庁の考え方」(2013年4月)
- [4] 消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会『集団的消費者被害救済制度専門調査会報告書』(2011年8月)
- [5] 大塚和成他『日本版クラス・アクション制度ってなに』(中央経済社, 2012年)
- [6] 大澤彩「プライバシーポリシーの法的性質に関する一考察—民法・消費者法の観点から—」消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室『個人情報の保護に関する事業者の取組実態調査(平成23年度)報告書』(2012年3月)
- [7] 三菱UFJニコス「不正利用の補償」,  
<http://www.cr.mufg.jp/member/service/basic/use/security/approach/aments/>,  
(2013年1月30日閲覧)
- [8] ファーストサーバ株式会社「2012/6/20に発生した大規模障害に関するお詫びとお知らせ」,  
<http://support.fsv.jp/urgent/>,  
(2013年1月30日閲覧)
- [9] 板倉陽一郎「Consumer Generated Mediaにおける著作権法118条の適用可能性」情報ネットワーク・ローレビュー9巻1号15頁(2010年)
- [10] 消費者支援ネット北海道「カルチュア・コンビニエンス・クラブとの申入れ経過について公開します【第3弾】」,  
<http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=246>,  
(2013年1月30日閲覧)